

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」の遵守状況報告書

学校法人国際仏教学院は、日本私立大学連盟が作成した「私立大学ガバナンス・コード【第1版】」（以下「私大連コード」という）に準拠して当法人の遵守状況を点検した。私大連コードは基本原則（4項目）、遵守原則（8項目）、重点事項（10項目）、実施項目（10項目）からなっている。以下は、基本原則を遵守するための遵守原則について、重点事項及び実施項目を参考にその遵守状況を点検したものである。

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則1-1（教育研究目的の明確化、理解の獲得）

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る必要がある。

重点事項1-1 会員法人は、事業に関する中期的な計画（以下「中長期計画」という）等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

遵守状況：遵守不十分である

遵守原則の遵守方法に係る説明：本学は、まだ中期計画を策定していない。私大連コードの定めるところの「重点事項1-1」に鑑みて、遵守不十分なので、本年度中に中期計画を策定すべく準備している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則2-1（有益な人材の育成）

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

重点事項2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。

遵守状況：遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明：私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守し

ている。本学学則第 I 条において研究者の育成のみならず、現代的諸問題の分析・解決への意欲と能力を有する社会人の育成を本学の目的としている。学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受入れ方針を踏まえて毎年度、本学の取組を点検し、それぞれの方針の実質化を図っている。本学は外国人留学生の比率が高いので、日本語教育プログラムを充実し、また、国際的視野の涵養を意図して日本人学生の学術交流協定校への留学を促し、これに対する支援を厚くしている。

遵守原則 2-2 (社会への貢献)

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

重点事項 2-2 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。

遵守状況：遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明：私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。本学は地元の方々を対象にした公開講座や地元自治体との連携事業等を開催し、あるいは、現在地に移転してからはキャンパスに余裕ができたので、その一部を公開空地として開放する等、地元の方々の要望に応じている。また、地元行政機関との関係は良好である。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則 3-1 (法令の遵守、社会貢献)

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

重点事項 3-1 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。

遵守状況：遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明：私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。本学の監事は2名であるが、理事会には必ず監事1名は出席できるように日程

調整を行い、今までに、監事が出席しない理事会はない。監事には予算書、決算書、財産目録等の他にも、財産や業務の詳細がわかるような資料を別途提供している。また、監事と会計監査人、会計監査人と内部監査責任者との協議の場や会計監査人と理事長との協議の場を設け、意思の疎通を図る等、法令遵守の体制を整えている。

遵守原則 3-2 (理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備)

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

重点事項 3-2 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。

遵守状況: 遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明: 私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。利益相反の防止については本学「研究活動に係わる行動規範」や「寄附行為」第7条(監事の選任)、第18条(議事録)において言及されている。また、研究活動に関わる不正行為等については「研究活動に係わる行動規範」や「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を制定し、発覚したときの告発窓口、告発方法や措置等を規定し、また、研究倫理教育責任者を置いて研究倫理教育を実施し、その防止に努めている。

遵守原則 3-3 (積極的な情報公開)

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

重点事項 3-3-1 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。

重点事項 3-3-2 会員法人は、情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。

遵守状況: 遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明: 私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。情報公開は本学ホームページ上で行い、事業報告、財務情報、認証評価結果、基本的な規程、等、積極的に公開している。今後とも改善、改良を心掛けて、アクセスの容易さ、分かりやすさの向上を図る。

[\(https://www.icabs.ac.jp/\)](https://www.icabs.ac.jp/)

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める必要がある。

遵守原則4-1（大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営）

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。

重点事項4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。

遵守状況:遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明:私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。本学は、自律的な大学運営として、「寄附行為」「学則」その他関係諸規程のなかで、理事会、評議員会、理事長、学長、監事、等の役割を明確にしてその実質化を図っている。

遵守原則4-2（財政基盤の安定化、経営基盤の強化）

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。

重点事項4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。

重点事項4-2-2 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。

遵守状況:遵守している

遵守原則の遵守方法に係る説明:私大連コードの定めるところに従い、当該原則を遵守している。本学は、学部のない1研究科・1専攻のみの大学院大学なので学生定員が非常に少なく、学生納付金の大学収入に占める割合は小さい。設立母体からの受入寄附金、設定した基金からの利息収入が大学収入の大部分となっている。経常費補助金の他、科研費等の競争的補助金の獲得に力を入れ、収入の増加に努力している。